

飲食店等に対する営業時間短縮の要請について

1 趣旨

- (1) これまで本県では、繁華街等でのエリア的なクラスターが発生していないことから、飲食店の営業時間短縮要請は行わず、県民の外出自粛や事業者による感染防止策の徹底を求めてきたが、年初以来、県内の新規感染者数は都市部を中心に急増し、過去最多を更新する事態になっており、感染経路不明の割合が増加している。
- (2) 感染拡大の原因については、令和2年12月23日に開催された国の分科会も、「飲酒を伴う会食によるリスクが極めて高く、クラスター発生の主要な原因の一つである」と指摘し、「特に、都市部での感染の多くは、感染経路不明の割合が多く、さらにその感染の多くが飲食店における感染によるもの」とされている。
- (3) このたび変更された国の基本的対処方針においても、緊急事態宣言区域では「飲食につながる人の流れの制限の実施」を強力に推進している。
- (4) 本県においても、感染リスクの高い飲食の場面におけるより効果的な感染防止対策として、大阪・京都の措置に準じて、飲食店に対する営業時間短縮の要請を行う。

2 要請内容等（特措法第24条第9項）

- (1) 対象施設
接待を伴う飲食店（キャバレー、スナック等）
酒類の提供を行う飲食店等（バー、ナイトクラブ、カラオケ店、居酒屋等）
※メニューに酒類があり、酒類の提供を行っている店舗
- (2) 要請内容
午前5時～午後9時の間の営業を要請
- (3) 実施期間
令和3年1月12日（火）～2月7日（日）【27日間】
- (4) 協力金の支給
支給額：1日あたり4万円／店舗×時短営業日数
財 源：国負担80%、県負担20%×2/3、市負担20%×1/3

3 要請対象地域

神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市